

和歌山県規則第116号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則を次のように定める。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準等)

第2条 条例第5条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) リサイクル製品の原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
- (3) リサイクル製品が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第21条に規定する指定法人を経由して循環資源の供給を受けて製造され、若しくは加工されたこと又はこれに類する方法により製造され、若しくは加工されたこと。
- (4) デザイン又は機能において独創性及び新規性があるリサイクル製品であり、かつ、当該リサイクル製品を認定リサイクル製品として認定することにより、特に県内のリサイクル製品の普及啓発に資すると認められること。

2 条例第5条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に定める安全性の基準に適合していること。

- ア リサイクル製品に含まれる有害物質が土壌に溶出する可能性がある場合にあっては、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境上の基準に適合すること。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。
- ウ 申請時において既に一般に販売され、及び安全に利用されていること。

(2) 次に掲げる規格のいずれかに適合していること。

- ア 工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格
- イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格
- ウ 県が定める土木工事等に係る共通仕様書に定める規格
- エ その他識見を有する者の意見を聴いて知事が別に定める規格

(3) リサイクル製品の原材料に占める循環資源の割合が、次に掲げるいずれかの基準に適合していること。

- ア 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品の認定に係る配合率基準
- イ その他識見を有する者の意見を聴いて知事が定める基準

(認定の申請)

第3条 条例第5条第2項の規定による認定の申請は、リサイクル製品認定申請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、知事が特に認める者については、リサイクル製品認定申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 前項のリサイクル製品認定申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、前項に規定する知事が特に定める者については、この限りでない。

- (1) リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図
- (2) リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類
- (3) リサイクル製品の安全性及び規格が認定基準に適合することを証する書類
- (4) その他知事が必要と認める資料

(通知)

第4条 条例第5条第5項の規定による申請者への通知は、リサイクル製品認定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(認定リサイクル製品の表示)

第5条 条例第6条第1項に規定する製品認定を受けた旨の表示は、「和歌山県認定リサイクル製品」の文字又は知事が別に定める図形を表示する方法により行うものとする。

(変更等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、リサイクル製品認定申請書記載事項変更届(別記第4号様式)により行うものとする。

(県の調達義務等の対象)

第7条 条例第10条第1項に規定する県内におけるリサイクル産業の振興に寄与する認定リサイクル製品として規則で定めるもの(以下「県産認定リサイクル製品」という。)は、次の各号に定めるいずれかの要件を充たすものとする。

- (1) リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
- (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
- (3) 県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。

2 条例第10条第2項の規定による県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表は、和歌山県報に登載して行なう。

(身分証明書)

第8条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第5号様式による。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、同年4月1日から施行する。